

障害者総合支援法 医師意見書作成料内訳書

申請者	受給者番号 (申請者番号)										
	(フリガナ) 氏名										
	生年月日	年	月	日	性別	1. 男 2. 女					
請求医療機関	事業所 名称										
	所在地										
		電話番号									

作成依頼日	年	月	日	依頼番号						市町村確認	※
意見書作成日	年	月	日	意見書送付日	年	月	日				

※の欄は記入しないでください

意見書作成料	種別	1. 在宅 2. 施設	1. 新規 2. 継続	金額					円
--------	----	-------------	-------------	----	--	--	--	--	---

診断・検査費用	内訳	点数				摘要				
	診断									
検査	胸部単純X線撮影									
	血液一般検査									
	血液化学検査									
	尿中一般物質定性半定量検査									
合計						点数合計×10円				円

請求書	意見書作成料					円
	診断・検査費用					円
	消費税					円
	合計					円

医師意見書作成料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設入所
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が障害支援区分認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき精算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性半定量検査